

2012年8月29日

株式会社レンタルブティックひろ
代表取締役 山口 朋宏 様

適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 榎 彰 徳



【連絡先（事務局）】担当：西島
〒540-0033 大阪市中央区石町
一丁目1番1号天満橋千代田ビル
TEL06-6945-0729/FAX06-6945-0730
メール info@kc-s.or.jp
ホームページ <http://www.kc-s.or.jp/>

ご連絡

当団体は、貴社に対し、貴社の貸衣装契約における「ご契約のお取り消しについて」と題する取消料を定めた契約書約款に関し、2010年（平成22年）3月29日付けでお問い合わせをし、その後、貴社とは数回の協議を重ねました。これらのやりとりの中で、貴社からは、2010年9月10日、当団体の指摘を取り入れ、以下の概要で約款を改善するとの回答をいただきました。いくつかの条項については当団体と意見を異にする部分がありますが、当団体として、貴社が新約款を作成し改善をはかったことを評価し、当団体の改善申入れに対して意見を異にすることを理由に改善をはかられなかった部分についても、差止訴訟を行うに至らないと判断し、申入れを終了することにし、2010年10月26日付け文書で通知しました。

先日、当団体に貴社の契約条項が改定されていないとの情報提供がありました。そこで、7月12日（木）に事務局より電話で営業部長宛に問い合わせをし、改定した書面の提供をお願いし、改定が全体に徹底されていない場合は、いつ徹底されるのかをご回答いただきたいとお願いいたしました。

しかし、1か月以上経過した現在に至っても貴社より何らご連絡をいただけないため、文書での問い合わせをすることとしました。次の内容について9月11日（火）までに文書でご回答いただきますようお願いいたします。

1. 貴社の契約条項が改定されていないとの情報提供があったが、そのような事実がありますか。
2. 改定した書面の提供をお願いいたします。
3. 改定が全体に徹底されていない場合は、いつまでに徹底されますか。

貴社よりご回答なき場合、あるいはご対応いただいたものの、KC's が相当と判断する解決に至らない場合、貴社の勧誘方法や中途解約の清算方法、及び契約条項に関し、その時点における当団体の認識に基づいて、問題点等を公開にて「申入れ」させていただく予定です。「申入れ」には、当団体が適格消費者団体として消費者契約法第 12 条に基づいて行う裁判外の差止請求を含む場合があります。公開での「申入れ」以降につきましては、当団体からの「申入れ」の内容及びそれに対する貴社からのご回答等、申入れ以降の全ての経緯とその内容を当団体ホームページ等で公表いたします。また、「申入れ」時点で当団体の「お問い合わせ」の内容及び経過も当団体ホームページ等で公表いたします。

以上

参考

当団体の貴社宛「貴社の貸衣装契約約款について（申し入れの終了のご通知）」

2010年10月26日付けより抜粋

貴社の契約成立後のキャンセルに関して改訂されるとした約款の概要

- 1 契約日から8日以内であれば、挙式日からさかのぼっての日数の長短にかかわらず、キャンセル料は徴収しない。また、キャンセル日が挙式日からさかのぼって10ヶ月を超える場合にも同様である。
- 2 契約日から9日以降のキャンセルについては、キャンセル日が挙式日から遡って10か月以内の場合、レンタル料金に一定の比率をかけたキャンセル料を徴収する。この場合のキャンセル料率は以下のとおり。
 - ①挙式日当日のキャンセル …… 100%のキャンセル料
 - ②挙式日前日のキャンセル …… 80%のキャンセル料
 - ③挙式日2日前から9日前までのキャンセル …… 50%のキャンセル料
 - ④挙式日10日前から29日前までのキャンセル …… 40%のキャンセル料
 - ⑤挙式日30日前から10か月前までのキャンセル料 …… 30%のキャンセル料